

京都市告示第 74 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に開館します。

令和5年4月21日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日

令和5年4月29日（土・祝）、5月3日（水・祝）

（歴史資料館）